

# 不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針 (2019年6月26日公表)

産業構造審議会通商政策部会不公正貿易政策・措置調査小委員会が本日公表した2019年版不公正貿易報告書は、WTO協定を始めとする国際ルールに照らして疑義がある主要国の貿易政策・措置につき、広範な指摘を行っている。

同報告書も言及しているように、WTOの紛争解決手続(DS)は、措置の是正を勧告するに留まらず、勧告の履行の監視手続や履行されない場合の対抗措置等も備えていることから、DSによる勧告の履行率は高く、WTOルールの実効性の維持に貢献している。1995年のWTO発足以来、DSが活用された案件は584件に上る。(2019年6月26日現在)

我が国は、ルール不整合な他国の措置による自国の不利益を解消すること、また、先進国と発展途上国の対立の先鋭化など通商をめぐる環境が劇的に変化し、マルチのルール構築がますます難しくなっている中で、一つの方策として、先例の蓄積によってルールを発展させることを目指し、DSを積極的に活用してきた。我が国が当事国として協議を要請した案件は26件あり、近年では対新興国の案件が多い。係争中の5件を除く21件のうち、19件は我が国の主張に沿った解決がなされている。

同報告書は、近年、一部の新興国による市場歪曲的な措置により、多角的自由貿易体制の基礎である競争基盤あるいは市場の機能が歪められかねないとの懸念が広がりつつあること、また、一部先進国において、「結果志向」への揺り戻しが生じていることに警鐘を鳴らしている。

経済産業省は、引き続き、WTOや日米EU三極貿易大臣会合などを通じ、公平な競争条件(level playing field)確保に向けたルール形成等の取組を進めるとともに、WTO紛争解決手続の改善などを通じて多角的自由貿易体制が抱えている構造的な課題に対応し、その維持・強化を図ることの重要性を様々な場で働きかけていく。また、個別案件については、引き続き二国間・多国間協議・DS等を活用しながら積極的に解決を図る方針である。

加えて、WTO紛争解決手続の改革も急務である。本年12月に2名の上級委員の任期が切れることに伴い、仮にそれまでの間に後任の上級委員が選任されない場合には、上級委員会が新規の紛争案件の審理を開始することができなくなってしまう。本年4月に出された韓国による日本産水産物等の輸入規制措置に係る上級委報告書により顕在化した、上級委判断の結果として紛争が未解決のまま残されることもあるという現行の紛争解決制度に内在する課題も踏まえた上で、DSを活用するための基盤である上級委員会が適切に機能するよう、引き続き、同問題の早期解決に積極的に貢献していく。

以上から、2019年版不公正貿易報告書で指摘された政策・措置を踏まえ、特に以下の案件に優先的に取り組むこととしたい。各案件の詳細は、参考部分に掲載する。

## 1. 個別案件

### (1) WTO 紛争解決手続を開始したもの

下記案件については、我が国が WTO 紛争解決手続に付託しており、同手続を通じて措置の撤廃・是正を求めていく。

- 韓国：自国造船業に対する支援措置【協議】【新規】（国土交通省の取組）※
- 韓国：ステンレススチール棒鋼に対するサンセット・レビュー（アンチ・ダンピング（AD）措置の継続に係る期末審査）【パネル】
- 韓国：空気圧伝送用バルブに対する AD 課税措置【上級委】
- インド：ICT 製品に対する関税措置【協議】
- インド：熱延コイルに対するセーフガード（SG）措置【上級委】

※ 本件は、国土交通省が取組を進めているものであり、経済産業省は、法的観点から助言を提供。

### (2) WTO 紛争解決手続の開始も視野に二国間・多国間協議を通じて問題解決を図るもの

下記案件については、二国間協議や WTO 通常委員会等を通じて問題解決を図りつつ、WTO 紛争解決手続の活用の可能性を検討していく。

- 中国：アルミ補助金
- 中国：サイバーセキュリティ法
- 中国：AD 措置の不適切な運用
- 米国：1962 年通商拡大法 232 条に基づく輸入制限措置
- 米国：サンセット・レビュー手続及び不当に長期にわたる対日 AD 措置
- ベトナム：輸入自動車認証制度

### (3) WTO 勧告の早期履行等を求めていくもの

下記案件については、我が国等が WTO 紛争解決手続に付託した結果、措置の WTO 協定整合性の確保を求める WTO 勧告が採択されているところ、勧告の早期かつ完全な履行や WTO 勧告の趣旨に則った適切な対応を求めていく。

- 米国：ゼロイング（AD 税の不適切な計算方式）（ターゲット・ダンピングを通じたゼロイングの濫用を含む）
- ブラジル：自動車等に対する内外差別的な税制恩典措置

### (4) 措置の詳細が不明であるものの貿易・投資への影響が大きく、その運用について特に注視が必要なもの

下記案件については、未だ制度の詳細が明らかでなかったり、我が国による働きかけ等を通じて措置国において一定の対応がとられているものの、制度設計や当該対応の実施状況如何によっては、貿易・投資に大きな影響が生じうることから、引き続きその運用について特に注視していく。

- 中国：外商投資法【新規】

- 中国：輸出管理法案

## 2. WTO 紛争解決手続をめぐる課題への対応

韓国による日本産水産物等の輸入規制措置に関する上級委報告書により顕在化した課題も踏まえ、WTO 紛争解決制度が適切に機能するよう、上級委員会をめぐる問題について、積極的に議論に貢献していく。

## (参考1) 2019年「不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針」に掲げた個別貿易政策・措置の詳細

本年の「経済産業省の取組方針」に掲げた個別貿易・措置の詳細は以下のとおり。

### (1) WTO紛争解決手続を開始したもの

#### ● 韓国：自国造船業に対する支援措置

韓国は、2015年10月以降、自国造船業への公的助成として、(i)公的金融機関による国内造船所(大宇造船海洋)への金融支援、(ii)造船所の受注支援のための前受金返還保証の発給、(iii)船舶新造支援プログラム(官民ファンド)等による海運会社に対する新造船購入支援、(iv)エコシップへの代替建造補助(新造船価の一部を補助)等の措置を講じている。これらの公的助成措置の結果、韓国企業による低船価受注が繰り返され、国際市場における船価が大幅に下落し、また、市場船価の下落に伴う失注・競合断念により、我が国のシェアが大幅に下落しており、これらの措置は、WTO補助金協定5条等に違反する可能性がある。これらの公的助成措置は、市場を歪曲し、造船業における供給能力過剰問題の早期解決を阻害する恐れがある。また、一部の措置は同協定に規定する輸出補助金等に該当し、同協定3条等に違反する可能性がある。

我が国は、韓国に対して、OECD造船部会等の機会を通じて、累次にわたり問題を指摘し、また、2018年10月には国土交通省海事局と韓国産業通商資源部との局長級協議を実施し、措置の早期撤廃を要求したが、撤廃に至らなかった。これを受け、2018年11月に、WTO協定に基づく二国間協議を要請し、同年12月に二国間協議を行った。

我が国としては、引き続き、韓国に対し、本件措置の撤廃を求めていく。

#### ● 韓国：ステンレススチール棒鋼に対するサンセット・レビュー(アンチ・ダンピング(AD)措置の継続に係る期末審査)

韓国政府は、2016年6月、日本製ステンレススチール棒鋼を対象としたサンセット・レビューを開始し、2017年6月、韓国政府は、3年間の課税延長を決定した。

韓国当局の決定は、日本製の輸入品が韓国の国内産品や他の輸入品とは競争関係にない点を考慮していないこと、また、AD課税の対象となっていない中国、台湾など第三国からの輸入量の著しい増加等が国内産業の損害に影響していないかを考慮していないことから、AD協定に違反する可能性が高い。

我が国は、対話による解決を目指し、WTO・AD委員会において複数回にわたり国際ルール上の懸念点について指摘を行い、措置の長期化に深い懸念を表明するとともに、2018年5月には、経済産業大臣から韓国産業通商資源部長官に対し課税の撤廃を要請した。しかし、韓国政府はその後も本件課税を撤廃せず、その後も改善が見られないことから、我が国は、2018年6月、WTO協定に基づく二国間協議を要請し、協議結果を踏まえ、同年9月にパネル設置を要請した(翌月パネル設置、2019年1月パネル構成)。

我が国としては、引き続き、パネル手続の中で、本件措置の撤廃を求めていく。

#### ● 韓国：空気圧伝送用バルブに対するAD課税措置

韓国政府は、2014年2月、韓国国内企業からの申請を受け、日本からの空気圧伝送用バルブに対するAD調査を開始した。我が国は、WTO・AD委員会や本件AD調査の公聴会の場において、本件では損害及び因果関係等の要件について慎重な検討が必要であり、調査対象企業の意見を十分に考慮して適切な決定がなされるよう、強く要望した。それにもかかわらず、韓国政府は、2015年1月に、損害及び因果関係等を認定し、2015年8月には課税を開始した。

本件AD課税措置は、韓国側が、輸入品の国内品価格への影響（AD協定第3.1条、第3.2条）等に関し説得的な説明を行っておらず、ダンピングによる国内産業への損害及び因果関係（AD協定第3.1条、第3.4条及び第3.5条）の認定上の瑕疵があり、また、重要事実開示（AD協定第6.9条）等の調査手続上の瑕疵もあると考えられ、AD協定に違反する可能性が高い。

我が国は二国間の対話による解決を目指し、韓国政府に対して本件AD措置の撤廃を求めてきたが、解決に至らなかったため、2016年3月、WTO協定に基づく二国間協議要請を行い、その協議結果を踏まえて同年6月、我が国はWTOに対しパネルでの審理を要請した（翌月パネル設置）。パネル審理を経て2018年4月に公表されたパネル報告書は、韓国の措置が日本産輸入品と韓国国内産品との価格の同等性の検討を欠き、また国内産品の価格に与える影響を適切に認定していない（AD協定第3.1条・3.5条違反）と判断する等、我が国の核となる主張を認め、韓国に対し措置の是正を勧告した。他方、一部論点についての我が国の主張は認められないか、パネルの付託事項の範囲外であるとして、判断されなかった。

上記パネル報告書を踏まえ、我が国は、2018年5月、かかる一部論点についてWTO上級委員会の判断を仰ぐべく、上訴の申立てを行い、現在上級委員会の審理が進められている。

我が国は、上級委員会の中で、AD協定非整合的な本件AD措置を撤廃させるために必要な主張を行い、引き続き、韓国に対し、速やかに本件AD措置を完全に撤廃するよう求めている。

## ● インド：ICT製品に対する関税措置

インド政府は2016年3月、自国のWTO協定譲許表において無税としている一部のIT製品（HS8517.62.90及び8517.69.90の通信機器）について、行政通達により10%の関税引上げ措置を導入した。その後、2017年7月、携帯電話やインクカートリッジ等（HS8443.3290のその他印刷機器等、8443.9951及び8443.9952のインクカートリッジ、8443.9953のインクスプレーノズル、8517.1210及び8517.1290の携帯電話、8517.6100の基地局、8517.7090の電話機・通信機器の部分品）について、関税率を10%に引き上げた。さらに、同年12月、携帯電話の関税率を10%から15%に引き上げる通達を公布した。これらに加え、2018年2月、携帯電話の関税率を15%から20%に更に関税を引き上げた。

例えば、携帯電話や電話機・通信機器の部分品、基地局については、インドは自国の譲許表においてHSコード6桁レベルで無税としているにもかかわらず、実行関税率を引き上げていることから、明らかにGATT第2条に違反している。

我が国は、WTO市場アクセス委員会、ITA（Information Technology Agreement：情報技術協定）委員会、物品理事会、在インド日本国大使館等から繰り返し懸念を表明し、インド政府に対して詳細な説明と関税措置の早期撤回を要請しているが、インド政府は「ITA合

意時には存在しなかった製品であり、ITA で約束した関税撤廃対象ではない」旨の回答を繰り返すのみで、状況の改善は見られなかった。

我が国は、本年5月、インドに対しWTO協定に基づく協議を要請した。我が国としては、引き続き、二国間協議の中で措置の撤廃を求めていくとともに、二国間協議が不調に終わった場合には、パネル手続の中で、本件措置の撤廃を求めていくことも検討していく。

## ● インド：熱延コイルに対するセーフガード（SG）措置

インド政府は、2015年9月7日、熱延コイルに対するSG調査を開始し、わずか2日後の同年9月9日に暫定措置を発動する旨の決定を行い、2015年9月14日から暫定措置による課税を開始した。2016年3月、インド政府は暫定措置の開始から起算して2年6か月間のSG措置を発動する旨の官報告示を行った。

WTO協定上のSGの発動要件として、GATT第19条1項(a)に規定する「この協定(注：GATT)に基づいて負う義務の効果」としての輸入増加について明示する必要があるが、インドの当局は調査報告書においてこれを明示していない。

さらに、WTO協定上のSG発動要件として上記の「この協定(注：GATT)に基づいて負う義務の効果」に加えて、輸入増加は「事情の予見されなかった発展の結果」である必要があるが、インドの調査報告書において、中国の過剰生産やインド国内での需要増加等の事実をGATT第19条1項(a)に規定する「事情の予見されなかった発展」として認定しているが、これらの事実は需給関係の変化であって輸入品と国産品の双方に同じく影響し、国産品の競争条件に不利な変更を生じさせるものではないため、「事情の予見されなかった発展」には該当しない。

上記から、インド当局はGATT第19条1項(a)に規定する発動要件を適切に認定していないと考える。

また、インド当局は、SG協定に規定するその他の発動要件も適切に認定していないと考えられ、本件措置に係る手続きにおいても、WTO通報に係る通報内容に不備がある等協定整合性に疑義がある。

我が国は、2015年9月の調査開始以降、本件に関するインドの動向を注視して、意見書の提出、二国間協議の実施及び公聴会への参加を実施した。調査期間中に提出した意見書では、本件措置がWTO協定に違反する可能性を示唆し、調査において適切な認定が行われるよう要請した。しかし、インドは調査後に本件措置を発動し、その後も改善が見られないことから、我が国は、2016年12月、WTO協定に基づく協議を要請し、2017年3月にパネル設置を要請、同4月にパネルが設置された。

2018年11月、パネル報告書が発出された。協議期間中に当該SG措置は失効したものの、パネル報告書では我が国の主張はほぼ認められ、インドのSG措置はWTO協定に不整合であり、効果が残存する限りにおいて当該措置を是正するようインドに勧告した。2018年12月、インドが上級委員会に上訴し、現在、上級委員会の審理が進められている。上級委の審理に適切に対応していく。

## (2) WTO 紛争解決手続の開始も視野に二国間・多国間協議を通じて問題解決を図るもの

### ● 中国：アルミ補助金

中国政府による非鉄金属産業五か年開発特別計画等の各種産業政策に基づき、アルミ産業への各種補助金が交付されており、鉄鋼における過剰生産能力問題と同様に、アルミについても、中国における生産能力の急拡大、過剰供給が問題となっている。

中国政府による補助金が、アルミ地金等の過剰供給をもたらしている問題については、他の加盟国の利益に悪影響をもたらすものとして、補助金協定第 5 条等に違反する可能性がある。また、現行の補助金協定では捉えられない部分について、補助金委員会等で、問題解決のための議論が進められている。

我が国を含む G 7 は、2017 年 5 月、G 7 タオルミーナ首脳コミュニケにおいて、鉄鋼、アルミニウムその他主要な産業部門における世界的な過剰生産能力に対処し、こうした問題が他の分野で発生しないよう、協力を更に強化し、パートナーと共に取り組んでいくことにコミットした。また、2017 年 6 月、経済産業省と中国商務部との次官級定期協議において、アルミ分野における過剰供給解消に向けた取組について議論するなど、中国政府と問題解決のための議論を行い、2016 年 10 月、2017 年 4 月の補助金委員会や、2018 年の対中貿易政策審査会合 (TPR) において、米国、EU とともに、補助金と過剰供給問題に関する議論を提起している。更に、2018 年 6 月の G 7 シャルルボワ首脳コミュニケにおいても、アルミニウムなどの過剰能力を避ける緊急の必要性が指摘されているほか、2019 年 1 月に公表された OECD 調査報告書においても、中国等においてアルミ産業に多額の政府支援がなされ、競争条件が歪められている可能性が指摘されている。

我が国としては、引き続き、二国間・多国間協議の場において、問題解決に向けた議論を進めていく。

### ● 中国：サイバーセキュリティ法

中国政府は、2017 年 6 月、「サイバーセキュリティ法」を施行した。本法では、ネットワーク基幹製品やサイバーセキュリティ専用製品は、関連の国家規格や業界規格に従い、販売時にはセキュリティ認証を得る必要があると規定されているため、製品に関する強制規格や適合性評価手続が定められるものと考えられるが、本法は TBT 通報がなされておらず、WTO・TBT 協定第 2.9.2 条に違反すると考えられる。なお、国家規格や業界規格の具体的な内容は法に規定がなく、どのような基準となるか不明であるが、当該規格が国際規格に基づかない場合は、TBT 協定第 2.4 条に違反する可能性がある。更に、「サイバー空間の主権及び国家安全の維持」という目的と、規格や認証など具体的な措置との関係において、措置の内容が目的に比して必要以上に貿易制限的な場合は、TBT 協定第 2.2 条、第 5.1.2 条に違反する可能性がある。

また、重要情報インフラ運営者に対し、中国国内で収集した個人情報及び重要データの国内保存義務、並びに、当該データの海外移転時の安全評価義務が規定されている。これにより、外国事業者が中国事業者よりも実質的に不利な競争条件に置かれる場合には、GATS 第 17 条の内国民待遇義務違反となる可能性がある。

法案段階より、日本のみならず諸外国政府や業界団体等から中国政府に対してパブリックコメントへの意見書が提出され、上記懸念を表明していたが、日本政府等からの意見内

容の多くが反映されないまま、2017年6月に施行された。その後、関連規則である個人情報と重要データ越境セキュリティ評価弁法や、サイバーセキュリティ等級保護条例等の草案がパブリックコメントにかかり、2019年5月には、サイバーセキュリティ審査弁法及びデータ安全管理弁法のパブリックコメントが開始されているものの、本法及び関連規則がWTO協定に整合的であるかについて、依然として懸念が解消されていない。

我が国としては、引き続き、本法及び関連規則策定動向を注視するとともに、WTO・TBT委員会、サービス貿易理事会や二国間協議等の機会を捉えて中国に対し是正を促していく。

## ● 中国：AD措置の不適切な運用

中国政府は、1995年以降、2017年末までに258件のAD調査を開始しており、そのうち我が国産品が対象に含まれる案件は46件であり、うち36件についてAD措置が発動された。2018年6月末時点、18件のAD課税が継続している。これは、国別に見た我が国に対するAD調査開始件数・措置発動件数としては、最大となっている。

中国のAD措置については、中国企業の経営の悪化が中国国内の過剰生産構造に起因すると考えられるにも関わらず、我が国からのダンピング輸出が原因で中国企業に損害が発生しているとの認定がなされ、損害・因果関係の認定が客観性に欠けるなど、AD協定に整合的でない点が見られる。

我が国は、不適切と思われるAD調査については、中国調査当局に対する政府意見書の提出や中国政府関係者との協議、公聴会への参加、WTO・AD委員会等の様々な機会を活用し、我が国の意見を伝えるとともに、改善の申入れを行ってきており、また、中国のAD調査手続について同様の懸念を有する米国及びEUと、WTO紛争解決手続において互いの主張を支持する意見書を提出するなどして、必要に応じて協力を行っている。

我が国としては、引き続き、AD措置の不適切な運用については是正を働きかけていく。

## ● 米国：1962年通商拡大法 232条に基づく輸入制限措置

米国大統領は、1962年通商拡大法第232条（Section 232 of the Trade Expansion Act of 1962、以下「232条」）に基づく商務長官の調査報告を受け、輸入製品が米国の国家安全保障に脅威を与えると認めた場合、かかる輸入を調整するため、禁輸、関税引上げ、輸入数量制限、関税割当、輸入を制限するための交渉開始等の措置を決定できる。

2018年3月8日、22日（及びその後）の大統領布告により、米国は232条に基づき、日本からの輸入鉄鋼及びアルミニウムに対し、2018年3月23日より、それぞれ25%、10%の追加関税（従価税）を賦課している。米国は、輸入が米国の安全保障を脅かすことがないよう確保する代替手段に合意できれば、関税を変更または撤廃する余地を残し（国別除外）、韓国等いくつかの国に対し、追加関税を撤廃していたが、2019年5月、新たに、カナダ及びメキシコとの間でも追加関税に関する合意に至っている。このほか、米国企業からの申請を受け、①安全保障に影響がない製品、及び②米国で代替生産ができない製品と認められた場合、関税措置からの除外（製品除外）も認めている。

譲許税率を超えた関税の引上げは、GATT第2条（関税譲許）に違反する可能性が高い。また、仮に数量制限（クォータ）が設定された場合には、GATT第11条（数量制限）に違反する可能性があり、セーフガード協定第11条（輸出自主規制等の禁止）にも違反する可能性もある。これに対し、米国は、232条に基づく措置は安全保障のためにとられている

として、GATT 第 21 条（安全保障例外）を援用する可能性があるが、同盟国たる日本からの上記各製品の輸入が、米国の安全保障に悪影響を与えることはなく、同条で正当化される措置といえるのかも問題となりうる。

2019 年 5 月 17 日時点で、日本からの鉄鋼製品について 2017 年の輸入実績の 116.2%相当、アルミ製品について 2017 年の輸入実績の 201.9%相当の追加関税の適用除外を獲得している。2018 年 9 月の日米共同声明においても、鉄鋼及びアルミニウムの 232 条措置について「問題の早期解決に努める」ことを確認したところであり、今後とも米国政府にはしっかりと除外のための働きかけを続けていく。

自動車等については、2019 年 2 月 17 日、商務長官から大統領への勧告を含む調査報告書が提出されているが、現在に至るまで公表はされていない。その後、5 月 17 日の大統領布告により、EU、日本等からの自動車等の輸入に関しても、安全保障上の脅威があるとし、かかる安全保障上の脅威に対処するための合意を得るため、180 日間の交渉を行うことを決定した。（なお、2018 年 9 月の日米共同声明においては、協議が行われている間は、共同声明の精神に反する行動をとらない旨が確認されており、この合意に沿って日米間で協議が行われている。）

なお、2018 年 11 月、米国、カナダ及びメキシコが USMCA 協定へ署名し、同時に、通商拡大法第 232 条に基づき商務省が調査中の自動車等に関するサイドレターが、米墨及び米加の閣僚間で取り交わされた。サイドレターでは、仮に、米国が 232 条に基づき自動車等への輸入制限措置を発動した場合、墨及び加からの一定の乗用車及び自動車部品とライトトラック全てが上記措置から除外される旨の合意がなされた。しかし、輸入制限措置は未だ発動されておらず、サイドレターでの合意内容が、今後どのように実施、運用されていくかは不透明である。

米国、メキシコ及びカナダには自動車メーカー等、数多くの日本企業が進出し、現行 NAFTA を活用した企業活動を行っている。我が国としては、WTO 協定が、輸出自主規制をとろうとすることも、これをとるよう求めることも禁止していること（セーフガード協定 11 条）、また、関税割当等 WTO 協定上認められる場合を除き、数量制限を一般的に禁止している（GATT 第 11 条）ことに留意し、USMCA のサイドレターが、自由で公正な貿易を歪曲する管理貿易に繋がらないか、実際の運用も含め、関連動向を見極めつつ、今後もその動向を注視していく。

その他にも、ウラン（2019 年 4 月 14 日、商務長官は調査報告書を大統領に提出済）やスポンジチタン（2019 年 3 月 4 日、調査開始）について、232 条に基づく調査中である。232 条に基づく輸入調整措置は、単に米国の市場を閉ざすのみならず、世界市場及び多角的貿易システム全体に大きな悪影響を及ぼしかねないものである。同盟国たる日本からの上記各製品が米国の安全保障の脅威となることはなく、我が国としては、措置の回避のため、今後とも米国政府に対する働きかけを続けていく。

## ● 米国：サンセット・レビュー手続の運用及び不当に長期にわたる対日 AD 措置

AD 協定上、サンセット・レビュー手続において継続の必要性が認められない限り、AD 課税は原則 5 年間で失効（サンセット）すると定めるが、米国の運用では、国内企業からのレビュー申請がある限り措置が継続される実態となっている。

米国政府は、2019 年 6 月末現在、日本製品に対して 17 件の AD 措置を課しているが、最長の措置は 35 年以上継続しており、6 つの措置については 20 年以上継続している。これ

により、日本企業の輸出意欲が減退しているばかりか、米国の輸入者及びユーザーに負担を強いる結果となっている。例えば、日本製の鉄鋼製品の一部は品質・信頼性が高く、米国のユーザーから支持を得ているが、AD 措置のために他国製品を購入せざるを得ないとの指摘もある。

このため、我が国は、日米経済対話や累次の WTO・AD 委員会等の場において措置の早期撤廃を要請しているところである。こうした取組もあり、2018 年 8 月、35 年以上継続されていた鉄鋼製品に対する AD 措置がサンセット・レビューの結果、撤廃された。

我が国としては、引き続き、米国のサンセット・レビュー手続の運用改善及び不当に長期にわたる対日 AD 措置の早期撤廃に向け取り組んでいく。

## ● ベトナム：輸入自動車認証制度

ベトナム政府は、2018 年 1 月 1 日、自動車の生産、組み立て、輸入及び保証・保守サービス事業に関する条件を定める政令 116 号を施行した。これにより、ベトナムへ自動車を輸入する際、外国当局が発行する型式認可証を取得することや、輸入ロット（1 船）ごとに、ベトナム当局による車種別の排ガス検査・安全品質検査を受けることなどが義務付けられた。

外国当局が発行する型式認可証は、輸入車に対してのみ取得が義務付けられているが、通常、外国当局が輸出車両向けに型式認証を発行する仕組みは、世界的にもほとんど見当たらない。したがって、輸入車は、実質的に取得が困難な型式認可証を求められていることから、国産車と比較して不利な状況となり、TBT 協定第 2.1 条に違反する可能性がある。更に、輸入車に対してのみ、追加で外国当局の型式認可証の取得を求めることが、消費者保護や環境保護という目的達成のために必要な範囲と言えるか疑義があり、TBT 協定第 2.2 条に違反する可能性がある。また、政令 116 号により、輸入車は、輸入ロット（1 船）ごとに、ベトナム当局による車種別の排ガス検査及び安全性検査を受けることが義務付けられたが、国産車については、一度受けた検査結果は、36 か月間有効とされている。このことから、輸入車のみ検査頻度が大幅に多くなっており、国産車と比較して不利な状況となることから、TBT 協定第 5.1.1 条に違反する可能性がある。

これまで、ベトナム日本国大使館からの口上書の発出、WTO・TBT 委員会及び物品理事会での日本政府からの懸念表明、経産大臣からベトナム商工大臣への懸念伝達などの対応を行ってきた。2018 年 1 月の政令施行以降、日本からのベトナム向け自動車の輸出が停止するなどの影響が出ており、2018 年 10 月以降は、第三国で取得した型式認証を以てベトナムへの輸出が認められるという運用により輸出は再開できているものの、政令 116 号は何ら修正されていないため、今後も企業のビジネスに影響を及ぼすおそれがある。

我が国としては、引き続き、二国間・多国間協議の場において、ベトナム政府に対し、本規制の撤廃・改善を求めていく。

### (3) WTO 勧告の早期履行を求めていくもの

## ● 米国：ゼロイング（AD 税の不適切な計算方式）（ターゲット・ダンピングを通じたゼロイングの濫用の是正を含む）

米国は、AD 手続において、輸出者毎のダンピング率（ダンピング・マージン）を計算す

る際に、全ての輸出取引ではなく、国内販売価格を下回る価格での輸出のみを考慮し、国内販売価格を上回る輸出取引を考慮しない（国内販売価格との価格差を「ゼロ」とみなす）ことにより、ダンピング・マージンを恣意的に高く算出する方法（ゼロイング）を適用していた。ゼロイングは、ダンピングを行っていない取引を無視する不公平な計算方法であり、ダンピング・マージンの計算方法を定める AD 協定第 2.4.2 条等に違反する。

我が国は、米国のゼロイングについて、2004 年 11 月に WTO 協定に基づく協議要請、2005 年 2 月にパネル設置要請を行い、2007 年 1 月公表の上級委員会報告書では、ゼロイングの WTO 協定違反が認定された。その後、履行確認パネル、上級委員会手続等を経た後、2012 年 2 月に至り、米国は我が国との間で本件紛争の解決に向けた覚書に合意した。この覚書に基づき、同年同月、米国は商務省規則を改正してゼロイングを廃止した。我が国としては、覚書及び改正規則に基づきゼロイングの廃止が徹底されるよう引き続き注視していく。

また、米国は、近年、AD 協定第 2.4.2 条後段が定めるいわゆるターゲット・ダンピング（特定の顧客、地域又は時期に対する安値輸出）の場面では、例外的にゼロイングが許されるとの独自の解釈に基づき、本規定の適用範囲を拡張しながらゼロイングを再開しており、上記ゼロイング禁止の判断が実質的に無効化される懸念がある。

韓国及び中国は、ターゲット・ダンピング認定に際してゼロイングが用いられているとして、本国製品に対する AD 措置を WTO 紛争解決手続に付託した（米国 - 韓国製大型住居用洗濯機 AD（DS464）及び米国 - 中国に対する AD 手続の手法・適用（DS471））。我が国は、両案件に第三国参加し、ゼロイングの使用は AD 協定に違反すると主張していたところ、米国 - 韓国製大型住居用洗濯機 AD（DS464）のパネル及び上級委、並びに米国 - 中国に対する AD 手続の手法・適用（DS471）のパネル（本論点は上訴されず。）は我が国の主張に整合する解釈を採用し、米国によるゼロイングを含めたターゲット・ダンピング認定を協定違反と認定した。DS464 については、米国による DSB 勧告の履行のための期間（2017 年 12 月まで）が経過したことに伴い、2018 年 1 月、韓国が勧告不履行に対する対抗措置を申請、2019 年 2 月の仲裁決定にて計 8,481 万ドルを上限とする対抗措置が認められた。DS471 についても、履行期間（2018 年 8 月まで）の経過に伴い、中国が 2018 年 9 月に勧告不履行に基づく対抗措置を申請、対抗措置の金額を裁定する仲裁手続が係属している。

なお、最近では米国 - カナダ産軟材 AD（DS534）に対するパネル報告書（2019 年 4 月公表）は、ターゲット・ダンピングが疑われる場面において、一定の条件でゼロイングを許容する余地を肯定したが、現在の米国のゼロイング実務自体は AD 協定第 2.4.2 条に違反するとの判断を示している。

我が国は、引き続き、日本製品に対するターゲット・ダンピング認定の有無及びその協定整合性を注視していく。

## ● ブラジル：自動車等に対する内外差別的な税制恩典措置

ブラジル政府は、自動車メーカー等に対し、所定の燃費基準の達成や現地での生産工程の実施等を条件として、国内での自動車部品の調達費用等に応じて「IPI クレジット」を与え、これによる IPI の減免（相殺）も可能とするなどの減税措置を導入、維持した。また、情報通信機器分野にでも、同様に、ローカルコンテンツ要求を関連付けた優遇税制措置を導入し、ブラジル国内における一定の製造工程の実施、国産部品の使用、国内での研究開発投資等を条件に、IPI を含む各種税金・負担金の大幅な減免を認めている措置を導入、維持している。

これらの政策は、輸入部品を国産部品と比べて不利に扱っており、GATT 第 3 条（内国民待遇義務）等に違反する。

我が国は、2015 年 7 月、自動車や情報通信分野の税制優遇措置等について WTO 協定に基づく協議を要請し、9 月にパネル設置を要請、同月パネルが設置された。本件については、我が国に先行して、2013 年 12 月、EU がブラジルに対して WTO 協定に基づく協議を要請、2014 年 12 月にパネルが設置されており、我が国は、EU と同一のパネル手続の中で、ブラジルに対し措置の是正を求めてきた。

2018 年 12 月公表の上級委報告書では、日本・EU の主張が概ね認められ、自動車政策及び情報通信分野の税制恩典措置につき、内国民待遇義務違反、上記措置の一部については、禁止されるローカルコンテンツ補助金に該当するとのパネル報告書の認定が支持された。輸出企業に対する税制恩典措置については、禁止される輸出補助金に該当するとのパネル判断が覆されたものの、ブラジルに対して、WTO 協定に従って違反とされた措置の是正、禁止されるローカルコンテンツ補助金の遅滞なき廃止が勧告された。

我が国は、今後、同勧告に従い、措置が是正・撤廃されるよう注視するとともに、自動車政策に代わる、新たな措置（ROTA2030）の協定整合性についても注視していく。

#### (4) 措置の詳細が不明であるものの貿易・投資への影響が大きく、その運用について特に注視が必要なもの

##### ● 中国：外商投資法

中国政府は、2019 年 3 月、従来の外資投資に関する主要な法制度である外資三法（中外合資経営企業法、外資企業法、中外合作経営企業法）を廃止し、基本法として「外商投資法」を制定した。本法の検討は 2015 年から進められていたが、中国政府による米中貿易摩擦への対応という面もあり、2018 年 12 月に、強制技術移転の禁止に関する規定案等を含む改正案ドラフトが公開され、全人代における短期間の審議を経て成立に至った。

本法は、強制技術移転の禁止（22 条）、市場参入前からの内国民待遇の付与（4 条ほか）、政府調達において外資企業の中国産品を対等に扱うこと（16 条）等、従来の外国企業の懸念に応じ、外国企業の権利・利益保護に資する新规定が含まれている。一方、外商投資の安全審査制度の確立（33 条等）や、他国の差別的措置への報復規定（37 条）などについては、投資環境の安定性を損なうおそれがあり、運用次第では WTO 協定整合性も懸念される。法文自体は総則的な規定ぶりであり、実施細則が整備されていないことから、今後の運用を注視する必要がある。

我が国は、中国に対して、2019 年 4 月の日中経済パートナーシップ協議などの場で、外国企業の権利・利益の保護に資する規定について、適切に適用され、地方政府も含めて運用が徹底されるよう求めると同時に、懸念のある規定を WTO 協定整合的な内容にすることや、実施細則の整備による内容の明確化を求めている。我が国としては、引き続き、本法の施行運用を注視し、二国間・多国間協議の場において、改善・明確化に向けた議論を進めていく。

##### ● 中国：輸出管理法案

中国政府は、従来、大量破壊兵器関連のみを規制対象とする安全保障輸出管理制度をお

いていたところ、2017年6月、通常兵器関連の多数の民生品・技術を規制対象に加えると同時に、報復措置、再輸出規制、みなし輸出規制等の新たな措置を多く含む輸出管理法（出口管制法）の法案を公表した。

具体的な規制対象品目リストが公表されていない等、制度の内容はまだ不明瞭であるが、①規制対象品目が、貿易や産業の競争力、技術発展、重要戦略稀少資源の保護等の安全保障以外の目的を考慮して過剰に設定されるおそれがある点、②輸出許可の申請書類として該非判断に必要な範囲を超えて技術開示が要求されるおそれがある点、③他国の差別的な輸出規制に対して報復措置を講じうる旨が規定されている点等において、過剰な輸出規制であり、安全保障例外（GATT 第21条）で正当化しうる範囲を超え、輸出入制限の禁止（GATT 第11条）に違反する可能性があり、運用によっては、我が国と中国の間の貿易・投資環境に大きな影響を与える恐れがある。

我が国は、中国に対して、2018年3月以降のWTO物品理事会、同年のWTOにおける対中国TPR、同年4月の日中ハイレベル経済対話、2019年4月の日中経済パートナーシップ協議等の場で、本法案に対する懸念を表明し、国際的ルールや慣行に即した公平性・透明性のある制度の実現を求めて働きかけを行っている。

我が国としては、引き続き、法案審議や施行運用を注視し、二国間・多国間協議の場において、問題解決に向けた議論を進めていく。

(参考2) 2018年「不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針」に掲げた個別貿易政策・措置の1年間の進捗状況

国名	貿易政策・措置	進捗状況
中国	内外差別的な技術ライセンス規制	我が国は、各種二国間協議（日中知財ワーキンググループ（2019年1月）等）のほか、WTOの枠組み（TRIPS理事会にて繰り返し懸念を表明。また同規制のWTO整合性に関し米国が提起した紛争解決手続（DS542）では、第三国として参加）等を通じ、繰り返し是正を要求。これに対し中国は、2019年3月18日の国務院発表において、我が国が特に問題視してきた規定を削除した（「中華人民共和国国務院令」（第709号）。3月2日から遡及発効）。引き続き、同改正の実務への影響（過去に締結した契約への遡及の有無や地方における徹底等）を注視（2019年4月の第5回日中ハイレベル経済対話、日中イノベーション協力対話等で問題提起）。
	アルミ補助金	2018年6月のG7シャルルボワ首脳コミュニケにおいて、アルミニウムなどの過剰能力を避ける緊急の必要性を指摘。2018年の対中国TPRで補助金と過剰供給問題について問題提起。また、2019年1月に公表されたOECD調査報告書においても、中国等においてアルミ産業に多額の政府支援がなされ、競争条件が歪められている可能性が指摘されている。
	輸出管理法案	2018年3月以降のWTO物品理事会、同年のWTOにおける対中国TPR、同年4月の日中ハイレベル経済対話、2019年4月の日中経済パートナーシップ協議等の場で働きかけを行っている。
	サイバーセキュリティ法	WTOのサービス貿易理事会（2018年3月、5月、10月、12月、2019年3月）及びTBT委員会（2018年6月、11月、2019年3月）において、問題点を指摘するとともに、2019年4月の日中経済パートナーシップ協議、同年4月の日中ハイレベル経済対話及び日中イノベーション協力対話の場において、本件についての懸念を伝達するなど、二国間協議等で本件を取り上げた。
	AD措置の不適切な制度・運用	不適切と思われるAD調査について、政府として公聴会で懸念を表明するとともに、政府意見書を提出して問題点を指摘。 2019年4月に行われたWTOのAD委員会において、不適切なAD調査の問題点を指摘。
米国	1962年通商拡大法232条に基づく鉄鋼・アルミ製品の	2019年5月17日時点で、日本からの鉄鋼製品について2017年の輸入実績の116.2%相当、アルミ製品について2017年の輸入実績の201.9%相当の追加関税の適

	輸入制限措置	用除外を獲得しており、2018年9月の日米共同声明においても、鉄鋼及びアルミニウムの232条措置について「問題の早期解決に努める」ことを確認した。
	サンセット・レビュー手続及び不当に長期にわたる対日AD措置	2018年4月及び10月に行われたWTO・AD委員会において問題点を指摘。
	ゼロイング（AD税の不適切な計算方式）（ターゲット・ダンピングを通じたゼロイングの濫用を含む）	<p>ターゲット・ダンピング認定に際してゼロイングが用いられているとして、韓国（DS464）及び中国（DS471）が米国のAD措置を争い、我が国も米国の解釈を争って第三国参加。</p> <p>各パネル及び上級委は、かかるターゲット・ダンピングの認定に際してのゼロイングの適用についても、協定非整合とし、我が国の主張に整合する解釈をとっている。</p> <p>DS464については、米国の勧告履行期間（2017年12月まで）の経過に伴い、2018年1月、韓国が勧告不履行に対する対抗措置を申請、2019年2月の仲裁決定にて計8,481万ドルを上限とする対抗措置が認められた。</p> <p>DS471についても、履行期間（2018年8月まで）の経過に伴い、中国が2018年9月に勧告不履行に基づく対抗措置を申請、対抗措置の金額を裁定する仲裁手続が係属している。</p> <p>なお、2019年4月に公表された米国 - カナダ産軟材AD（DS534）に対するパネル報告書は、一定の条件でゼロイングを許容する余地を肯定したが、現行の米国のゼロイング実務自体はAD協定第2.4.2条に違反するとの判断が示された。</p>
韓国	ステンレススチール棒鋼に対するサンセット・レビュー（アンチ・ダンピング（AD）措置の継続に係る期末審査）	<p>WTO・AD委員会において複数回にわたり国際ルール上の懸念点を指摘し、措置の長期化に深い懸念を表明。</p> <p>2018年5月には、経済産業大臣から韓国産業通商資源部長官に対し課税の撤廃を要請したが、韓国政府はその後も本件課税を撤廃せず、改善が見られないことから、我が国は、2018年6月、WTO協定に基づく協議を要請し、協議結果を踏まえ、同年9月にパネル設置を要請した（翌月パネル設置、2019年1月パネル構成）。</p>
	空気圧伝送用バルブに対するAD課税措置	<p>2018年4月、WTO紛争解決パネル報告書が公表され、我が国の核となる主張（韓国のAD措置は損害・因果関係の認定や手続の透明性に瑕疵がある）が認められたが、一部論点についての我が国の主張は認められないか、パネルの付託事項の範囲外であるとして、判断されなかった。かかる一部論点についてWTO上級委員会の判断を仰ぎ、措置の完全撤廃を求めるべく、同年5</p>

		月、上訴の申立てを行った。
インド	熱延コイルに対するセーフガード (SG) 措置	2018年11月、WTO紛争解決パネル報告書が公表され、我が国の主張がほぼ認められた。同年12月インドが上訴の申立てを行った。
	ICT製品に対する関税措置	インド政府は、WTO協定譲許表で無税としている一部のIT製品について複数回に渡って実行関税率を引上げ。WTOの各委員会等において繰り返し懸念を表明し、措置撤回を求めているにも関わらず、さらなる引上げを実施し、状況の改善は見られないことから、2019年5月、WTO協定に基づく協議を要請した。
ブラジル	自動車等に対する内外差別的な税制恩典措置	2017年8月、WTO紛争解決パネル報告書が公表され、ブラジルの税制恩典措置について、GATT（内国民待遇義務）及び補助金協定に違反すると判断された。2017年9月、ブラジルは、かかるパネル判断を不服として、上訴し、2018年12月、上級委報告書が公表された。輸出補助金についてはパネルの判断を覆したものの、内国民待遇義務違反及びローカルコンテンツ補助金の禁止違反についてはパネル判断を維持した。2019年1月、パネル・上級委員会報告書が紛争解決機関（DSB）で採択され、ブラジルは、2019年12月までに勧告を実施しなければならない。
ベトナム	輸入自動車認証制度	2018年3月以降、WTOの物品理事会及びTBT委員会において問題を指摘し、ベトナムへの働きかけを行っている。この点、2018年10月以降、ベトナム当局の運用により輸出は再開しているものの、政令116号は何ら修正されていないため、その後も物品理事会及びTBT委員会で懸念の表明を継続。

### (参考3) WTO 紛争解決手続をめぐる課題への具体的な対応

2017年6月以降、定員7名中4名の上級委員が任期を終えた。しかし、紛争解決機関(DSB)は、後任の委員の選任手続を開始するコンセンサスを未だ形成できていない。本年12月に、さらに2名の委員が任期を終える予定であり、上級委員会は、一つの紛争案件を取り扱うのに必要な3人を切ることとなる。

選任手続の開始に反対する米国は、上級委員会及びパネルが、加盟国が合意したWTO協定上の権利・義務を拡充・縮減している点について問題提起している。さらに、具体的懸念として、①上級委による審理期限(90日)の徒過、②上級委員の任期後の業務継続、③個別紛争解決に不要な意見の発出、④上級委による役割を超えた審査(国内法の審査)、⑤上級委報告書の位置づけ(説得力がある理由がない限り、上級委報告書の解釈に従うよう、パネルに求める)の5点を挙げる。米国は、上記問題が解決されるまで、選任手続の開始に同意できないとしているところ、問題解決を目指し各国が議論している。

紛争解決制度の機能存続が危惧される中、寿府だけでなく、首脳・閣僚級を含め、多様なレベルで議論が行われている。2019年1月より、ウォーカー寿府代大使(NZ)がファシリテーターとなり、非公式会合を通じた議論が継続している。複数の加盟国が問題解決に向けた提案を出しており、日本も本年4月、上級委の越権問題等に関し、豪州・チリとの共同提案を提出している。

また、韓国による日本産水産物等の輸入規制措置に関する上級委報告書によって、紛争が未解決のまま残されることもあるという紛争解決制度に内在する課題も顕在化したことを踏まえ、本年4月に、上記共同提案とは別途、WTO紛争解決メカニズムがより適切に機能するための議論を行うことを求める文書をDSBに提出するとともに、本年5月のDSB定例会合において、「①本件紛争案件(韓国水産物ケース)は特に科学的・技術的側面が強く、パネルは、5名の専門家の意見を仰ぐなどして綿密な事実認定を実施。上級委員会は、パネルの事実認定を十分に踏まえてパネルの法的分析及び結論の双方を精査すべきであった、②上級委員会がWTO加盟国から委ねられている役割は、紛争解決の確保。今回、上級委員会は、韓国による規制措置についてWTO協定整合性を示さないとの判断をとった点において、役割を逸脱した一面がある。これは加盟国が直面する深刻な問題であり、是正が必要である」旨の問題提起を行った。

更に、5月のOECD閣僚理事会の際に開かれたWTO非公式閣僚会合や、6月のG20貿易・デジタル経済大臣会合では、政治レベルで活発な議論が行われた。特に、本年6月につくばで開催されたG20貿易・デジタル大臣会合では、我が国が議長国として、「WTO加盟国によって交渉されたルールと整合的な紛争解決制度の機能に関し、行動が必要であることに同意する。」とする閣僚声明をとりまとめた。

我が国は、多角的貿易システムの重要な柱としてWTO紛争解決制度を重視しており、本年6月のG20貿易・デジタル経済大臣会合閣僚声明等も踏まえ、WTO紛争解決制度が適切に機能するよう、本問題の早期解決に努めていく。

以 上